

【重要事項説明書】

訪問看護サービスをご利用いただくにあたり、必要となる重要事項について下記のとおりご説明いたします。

1 事業所概要

- ① 事業所名称 訪問看護ステーション 健助
- ② 所在地 札幌市西区西野 4 条 2 丁目 9 番 20 号 セントラル西野 2 階
- ③ 事業所番号 0160490512
- ④ 電話番号 電話 011-699-6177 FAX 011-699-6176
- ⑤ サービス実施地域 札幌市(中央区、西区、手稲区、北区、東区)石狩市(花川地区)
- ⑥ 事業所名称 訪問看護ステーション 健助 東サテライト
- ⑦ 所在地 札幌市東区北 42 条東 8 丁目 1-1 宮川ビル 3 階
- ⑧ 電話番号 電話 011-769-9226 FAX 011-769-9227

1)事業目的

要支援、要介護状態になられた方に対し、心身の機能の維持回復を目指すとともに、居宅において、その能力を最大限発揮した生活を営むことができるように適切な訪問看護を提供することを目的とします。

2)運営方針

- ①ご利用者の要介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止や予防に資するよう、身体機能、生活上の目的を設定し、計画的に行うものとします。
- ②訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。
- ③訪問看護の提供に当たっては、主治医や介護支援専門員等との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行います。
- ④ご利用者の生活の質向上を心がけ、可能な範囲で社会との結びつきを構築できるように努めます。

2 職員体制

- ① 管理者 看護師 1 名
- ② サービス提供者 看護師 4 名(常勤)
看護師 1 名(非常勤)
理学療法士 5 名(常勤)
作業療法士 1 名(常勤)
- ③ 東サテライト 看護師 3 名(常勤)

看護師 1名(非常勤)
准看護師 1名(常勤)
理学療法士 2名(常勤)
言語聴覚士 1名(常勤)

3 営業時間

営業日	月曜日～金曜日	土曜日	日曜日・祭日
営業時間	8:45～17:45	8:45～12:00	休日

(注)年末年始(12/29～1/3)、お盆(8/13・14・15・16の内3日間、但し日曜日を含む)は「休日」の扱い

4 サービス利用料及び利用者負担

(1) 訪問看護サービス説明書をご覧ください。

5 ハラスメントに関する事項

看護師等に対して行うハラスメント行為(怒鳴る、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、性的な発言などの迷惑行為)

など信頼関係を著しく阻害する行為があった場合は、サービスの中止や契約を解除することがあります。

6 相談窓口、苦情対応

○サービス内容に関する相談・苦情・要望についての問い合わせ先

①訪問看護ステーション 健助

担当 塩坂 美咲

電話 011-699-6177

対応時間 平日 8:45～17:45

(相談又は苦情対応について)

・相談・苦情に対しては、管理者が対応することとしています。

管理者が不在の時は、基本的な事項については、誰でも対応できるようにし、管理者に必ず引き継ぎます。

・苦情があった場合には、ただちに管理者が相手方に連絡をとり詳しい状況を聞くとともに訪問看護員からも事情を確認します。

・苦情の内容によっては、当該利用者の介護支援専門員に連絡をとり、利用者

宅へ訪問し、必ず具体的な対応(謝罪)を迅速に行い、その記録を台帳に保管し再発防止に努めます。

- ・他の苦情処理機関(市町村、国保連合会)への相談窓口への申し立てに必要な援助を行います。

○苦情申立窓口

市町村介護保険相談窓口	所在地	札幌市中央区北1条西2丁目
	電話番号	011-211-2547
	対応時間	9:00~17:00
北海道国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5161
	対応時間	9:00~17:00

7 事故発生時の対応

- ① 事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、主治医及び利用者に係る介護支援専門員等に連絡、報告を行います。
- ② 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償手続きを速やかに行います。
- ③ 事故の発生原因に対して、職員全員で共有し再発を防ぎます。

9 緊急時の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合には、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者などに連絡をします。

運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社健康パートナーズが開設する訪問看護ステーション健助（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他従業者（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続的に療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護・介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、自立支援に結びつく適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条
1. ステーションの看護師等は利用者の心身の特性、おかれている環境等を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、心身の機能の維持回復と生活の質の向上が図れるよう支援する。
 2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
 3. 看護目標や看護計画を定期的に自己評価し、常にその改善を図り、訪問看護の質的向上に努める。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 訪問看護ステーション 健助
- （2）所在地 札幌市西区西野4条2丁目9番20号セントラルン西野2階

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 このステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 兼 看護師 1 名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- （2）看護師 5名（常勤 4 名、非常勤 1 名以上）

理学療法士 3 名 作業療法士 2 名

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及びお盆期間、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から17時45分までとする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等、日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。介護保険法に基づく訪問看護を提供した場合の利用料の額は、原則介護報酬に規定された額とする。

- 2 交通費については、介護保険法にける訪問では無料とする。
- 3 介護保険法における訪問以外の場合は1訪問300円(遠隔地はその限りではない)
- 4 営業日以外に訪問を必要とする場合は別途1訪問につき2000円徴収する。
(利用者と担当者間で合意のもと所長の許可する場合にはその限りではない)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は札幌市西区、手稲区、北区、東区、中央区、石狩市(花川地域に限る。)の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

看護師等が前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

- (1) 社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- (2) 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らしてはならない。
- (3) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- (5) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社健康パートナーズとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、令和2年8月16日から施行する。

令和3年3月1日改定(職員数の変更)

令和5年6月1日改正(サテライト開設)